

地域生活支援拠点等の整備促進, 必要な機能の強化・充実のための都道府県ブロック会議

京都市における 地域生活支援拠点等の面的整備

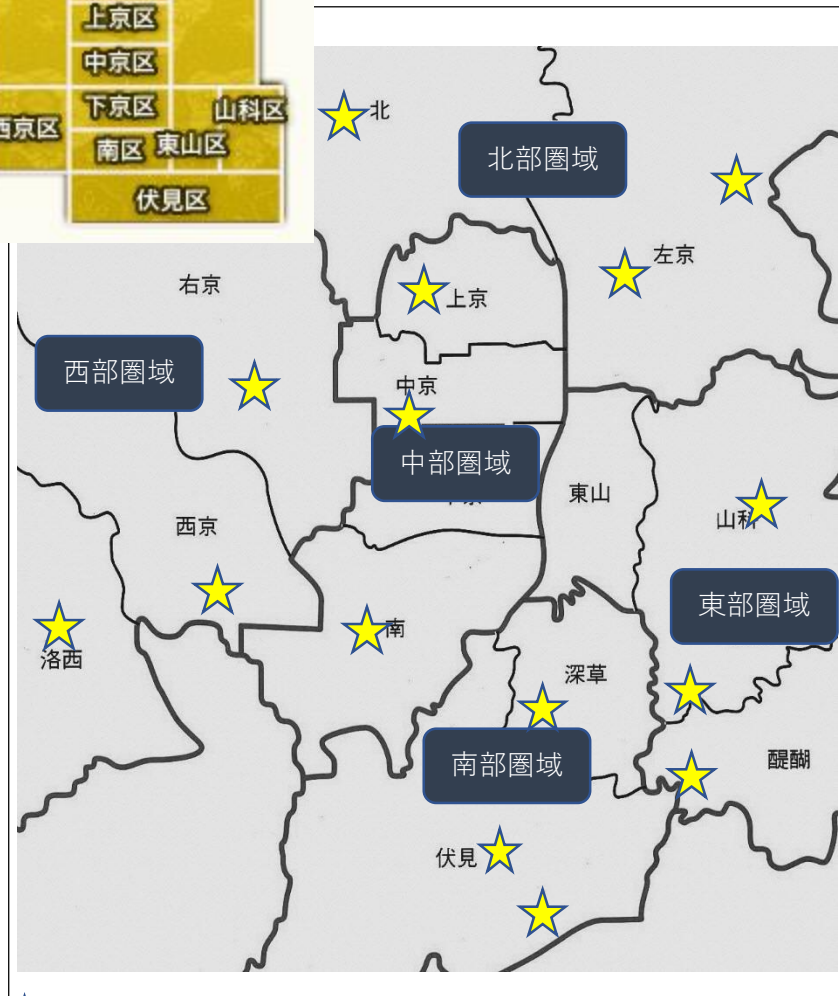
2019年2月4日

京都市保健福祉局



障害保健福祉推進室

京都市の概要



◆ 推計人口(平成30年12月1日現在)
1, 469, 295人

◆ 障害手帳所持者(平成30年3月末現在)
 身体障害者手帳 76, 016人
 療育手帳 15, 819人
 精神障害者保健福祉手帳 16, 731人

◆ 障害福祉サービス等利用者数(平成30年11月末現在)
11, 995人

- 北部圏域**
 - ・ 北区
 - ・ 左京区
- 中部圏域**
 - ・ 上京区
 - ・ 中京区
 - ・ 下京区
 - ・ 南区
- 東部圏域**
 - ・ 東山区
 - ・ 山科区
 - ・ 伏見区 (醍醐支所管内)
- 西部圏域**
 - ・ 右京区
 - ・ 西京区
- 南部圏域**
 - ・ 伏見区 (醍醐支所管内を除く)

★印は市内15箇所の障害者地域生活支援センターの位置

地域生活支援拠点等の面的整備プロセス

平成27年度 障害者24時間相談体制構築モデル事業の開始
(厚生労働省の地域生活支援拠点等整備推進モデル事業として開始)

- 平成27年6月から、中部障害者地域生活支援センター「なごやか」を地域生活支援拠点としてコーディネーターを配置
- 中部圏域の障害のある方を対象に土日祝日・年末年始（11:00-19:00）の開所・電話相談を実施
- 登録者に対し、個別のニーズに応じた「緊急対応プラン」を作成

平成28年度 夜間・早朝相談受付専用電話を開始し、
個別相談と一般相談に再編

- 個別相談（対象者要件を設定し、事前登録により24時間相談対応と個別の緊急対応プランの作成を行う）
- 一般相談（対象者要件を設定しない、土日祝日・年末年始を含む365日の電話相談（11:00-19:00））
- 関係事業所説明会、事業所における緊急対応状況アンケートを実施
- 平成29年8月、自立支援協議会においてモデル事業の実績報告と今後の整備の方向性について議論

平成30年度 障害者24時間相談体制等構築事業の開始

障害者24時間相談体制等構築事業の概要

障害者休日・夜間緊急対応支援事業（個別給付）

- ◆区役所・支所閉庁時に生じた緊急事態に対し、直ちに障害福祉サービス等の報酬算定対象となるヘルパー等の利用が困難な場合でも、障害福祉サービス等と同等のサービス提供が行える支援員の派遣費用を支給する。

【事例】

- ・身体障害と視覚障害の重複障害者。家族も障害がある。利用中の生活介護で急な体調不良により施設職員が病院への受診援助。診察終了後、夜間に自宅まで送ったが、ヘルパーのいない時間帯であったため、自宅内での必要な介護を行った。
- ・両親と同居の知的障害児。休日に父親が事故のため母親が病院に付き添い。普段から利用しているヘルパーが自宅で見守り対応を行った。

障害者休日・夜間相談受付センター（社会福祉法人に委託）

- ◆全市・全ての障害のある方等を対象とした、土日祝日等及び早朝・夜間の時間帯の電話又はファックスでの相談受付を実施。

【事例】

- ・精神障害者からの不安感や孤独感を訴える電話が多く、傾聴対応をしている。
- ・人間関係に関する悩み、家族の方からの相談等の電話もあり、助言等を行っている。

相談 ～ 5 つの機能の具体的内容

相談機関

- ◆区役所・支所保健福祉センター（14箇所）
- ◆障害者地域生活支援センター（15箇所）
 - うち、基幹相談支援センター（5箇所）
- ◆専門性の高い相談機関
 - 地域リハビリテーション推進センター，高次脳機能障害者支援センター
 - 発達相談所
 - 発達障害者支援センター
 - こころの健康増進センター
 - 難病相談・支援センター
- ◆指定特定相談支援事業所（212箇所（平成30年12月1日現在））
- ◆障害者休日・夜間相談受付センター（1箇所）

支援体制

- 相談支援事業所と保健福祉センターの連携による，日常支援の充実
 - 保健福祉センターと障害者地域生活支援センターとの連携による，支援困難事例への対応
 - 基幹相談支援センターによる，相談支援事業所のバックアップ
 - 専門的な機関による，保健福祉センター等へのバックアップ
 - 全市を対象とした24時間365日（※）の電話・ファックスによる相談受付
- ※ 区役所・支所，障害者地域生活支援センター，障害者休日・夜間相談受付センターでの相談対応を合わせて24時間365日

緊急時の受け入れ・対応 ～ 5つの機能の具体的内容

緊急受入体制

- ◆指定短期入所事業所（48箇所 156床+空床）
- ◆指定居宅介護事業所（369箇所）
- ◆指定地域定着支援事業所（42箇所）

※事業所数は、平成30年12月1日現在

支援制度

- 障害福祉サービス等において緊急時に支援を行った場合の各種加算
- 緊急短期入所事業
 - 365日の緊急受入枠の確保（知的障害）
- 重度障害者緊急時介護人派遣事業
 - 区分6相当の重度障害のある方について、急に介護者が介護できなくなった場合のヘルパーの緊急派遣費用の支給
- 休日・夜間緊急対応支援事業
 - 区役所・支所保健福祉センターが閉庁している時間帯に生じた緊急事態において、普段関わりのある事業所の職員が支援した場合で、他の施策の活用が出来ない場合に、重度訪問介護に相当する介護費用を支給

体験の機会・場～5つの機能の具体的内容

体験の機会・場に関連する福祉サービス

- ◆共同生活援助…体験入所
- ◆短期入所
- ◆自立訓練（生活訓練）
- ◆居宅介護…共同実践（自立生活支援のための見守りの援助）
- ◆地域移行支援・地域定着支援
- ◆計画相談支援・障害児相談支援…将来を見据えた計画作成

体験を促進する独自の取組

- 精神障害者地域移行・地域定着支援事業（委託）
 - 入院患者の地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する。
 - ▶実務者会議の開催，普及啓発，研修会の企画
 - ▶ピアサポーターの養成・活用
 - ▶地域資源の開発，総合的な体制整備

専門的人材の確保・養成 ～ 5つの機能の具体的内容

専門機関

- ◆地域リハビリテーション推進センター
- ◆高次脳機能障害者支援センター
- ◆こころの健康増進センター
- ◆発達障害者支援センター
- ◆基幹相談支援センター
- ◆難病相談・支援センター

専門性確保のための取組

- 地域リハビリテーション推進研修（平成29年度51回）
福祉サービス事業所等職員に対し，知識・技術の向上を図る研修を実施
- 障害福祉サービス事業所等訪問支援事業（平成29年度64回）
福祉サービス事業所等からの依頼に基づきリハビリテーション専門職員が訪問し助言を行う
- こころの健康増進センターによる依存症の支援者に対する研修(平成30年度から開始) 及び ひきこもりの支援者に対する研修(平成29年度1回)
- コンサルテーション事業（平成29年度11回）
発達障害者支援センターかがやきにおいて，福祉施設・支援機関・教育機関からの依頼に基づき訪問による現場指導や研修，助言等を行う
- 難病患者等ホームヘルパー養成研修（平成29年度2回）
- 相談支援専門員等スキルアップ研修（平成29年度5回）
- 喀痰吸引等研修受講支援事業（平成29年度137件の事前相談）

地域の体制づくり ～ 5つの機能の具体的内容

京都市障害者自立支援協議会

◆ 5つの地域自立支援協議会（地域協議会）

障害者地域生活支援センターが事務局

全体会議・地域懇談会による地域ネットワークづくり

支援会議・専門部会等により個別支援機能の充実強化

地域ニーズや課題を抽出し解決につなげる

◆ 京都市自立支援協議会（市協議会）

地域協議会から集約された広域的課題について、専門機関も加わり解決のための協議を行う

◆ 専門部会

市協議会に集約された課題について、協議会内外の関係者で構成する部会において、より専門的・集中的に議論を行う

地域のネットワークづくり

□ こころのふれあいネットワーク

精神障害の理解促進のための啓発活動や支援活動を行う

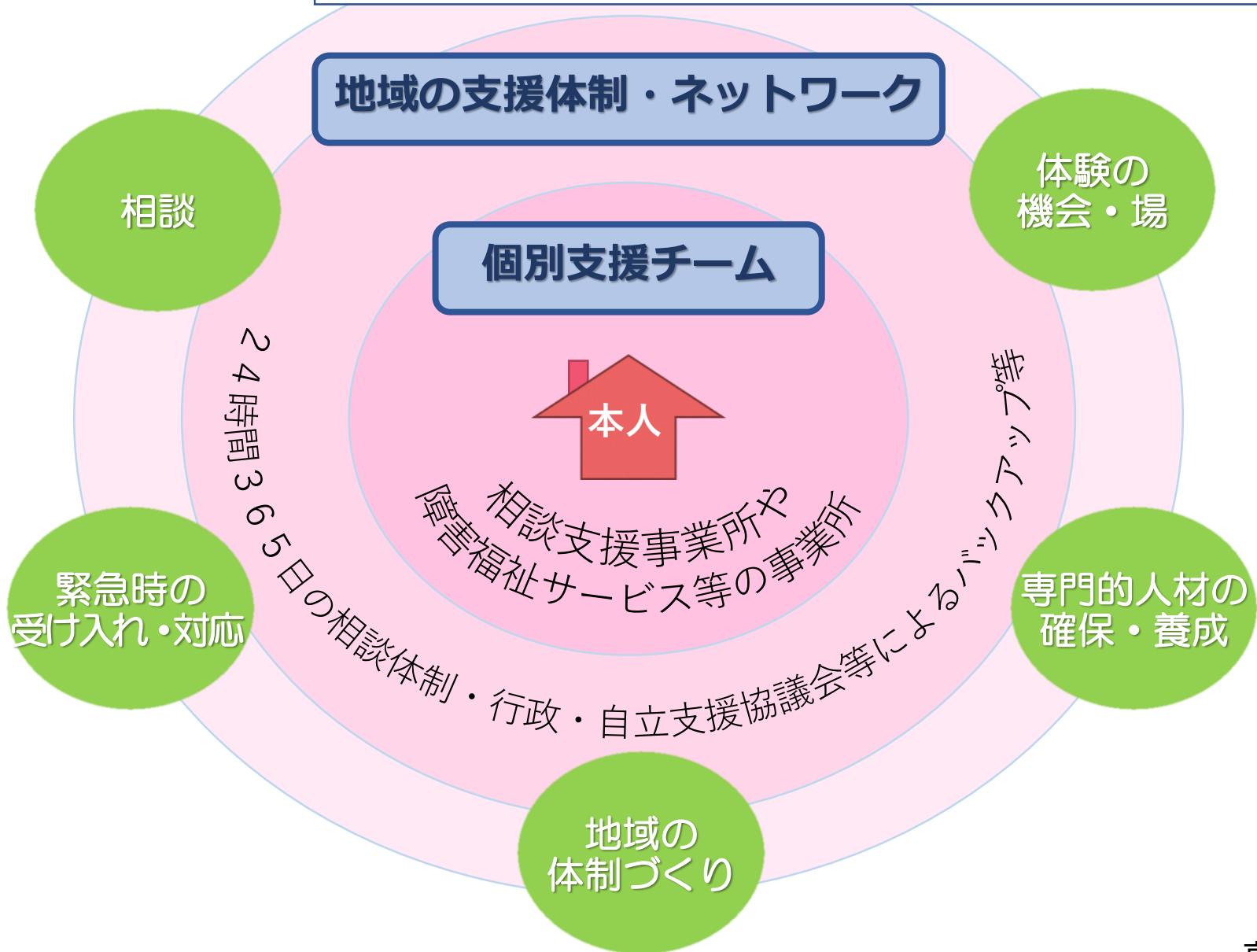
□ 介護保険関係者とのネットワーク

□ 子育て支援ネットワーク

□ 社会福祉協議会等との地域福祉ネットワーク

個別の支援チームを地域の支援体制（本市独自の施策の実施，専門機関によるバックアップ）と自立支援協議会を中心としたネットワーク等で重層的に支える仕組みづくり

イメージ図



地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題と方針

課 題	方 針
相談	・指定特定・指定一般相談支援事業所の設置促進と質の向上
緊急時の受け入れ・対応	・ 緊急時の短期入所調整が困難 ・ →短期入所の緊急受入可否等の情報集約を検討中
体験の機会・場	・ 共同生活援助の空きがなく体験利用が困難
専門的人材の確保・養成	・ 介護従事者の量的不足
地域の体制づくり	・ 長年の課題 →解決への取組を開始
全体	・ 平成30年からの拠点等関連加算の認定基準の検討，当該加算創設に伴う本市における拠点等の定義の整理

自立支援協議会等において
議論していく

ご静聴ありがとうございました



ほほえみ広場マスコットキャラクター
エミー